

訪問看護利用料金表【介護保険】

(令和6年6月1日現在)

〈保険単位と基本利用料〉 地域区分単価 1単位 = 10.42円 (6級地)

《要介護》 1割または所得によって、2割、3割の負担となります。

	時間内 8時～18時	費用額 (10割)	利用者負担額		
			1割	2割	3割
訪問看護Ⅰ 1(20分未満)	314単位	3,271円	328円	655円	982円
訪問看護Ⅱ 2(30分未満)	471単位	4,907円	491円	982円	1,473円
訪問看護Ⅲ 3(30分以上60分未満)	823単位	8,575円	858円	1,715円	2,573円
訪問看護Ⅳ 4(60分以上90分未満)	1128単位	11,753円	1,176円	2,351円	3,526円
※訪問看護Ⅴ 5(1回20分)	294単位	3,063円	307円	613円	919円

《要支援》 1割または所得によって2割、3割の負担となります。

	時間内 8時～18時	費用額 (10割)	利用者負担額		
			1割	2割	3割
訪問看護Ⅰ 1(20分未満)	303単位	3,157円	316円	632円	948円
訪問看護Ⅱ 2(30分未満)	451単位	4,699円	470円	940円	1,410円
訪問看護Ⅲ 3(30分以上60分未満)	794単位	8,273円	828円	1,655円	2,482円
訪問看護Ⅳ 4(60分以上90分未満)	1090単位	11,357円	1,136円	2,272円	3,408円
※訪問看護Ⅴ 5(1回20分)	284単位	2,959円	296円	592円	888円

○夜間(18:00～22:00)または早朝(6:00～8:00)の訪問の場合 上記単位数の25%増

○深夜(22:00～6:00)の訪問の場合 上記単位数の50%増

※理学療法士等による訪問

- ・理学療法士等による訪問看護を1日に2回を超えて実施する場合(60分/1日)
上記単位数の90/100
- ・理学療法士等による介護予防訪問看護を1日に2回を超えて実施する場合(60分/1日)
上記単位数の50/100
- ・理学療法士等による介護予防訪問看護を利用開始日から12月を超えて利用する場合
5単位減/1回

〈症状によって下記の料金が加算されます〉

	1回につき	費用額 (10割)	利用者負担額		
			1割	2割	3割
特別管理加算 (1月につき)	(Ⅰ)500単位	5,210円	521円	1,042円	1,563円
	(Ⅱ)250単位	2,605円	261円	521円	782円
ターミナルケア加算 (死亡月につき)	2500単位	26,050円	2,605円	5,210円	7,815円
複数名訪問加算 (Ⅰ) (30分未満)	254単位	2,646円	265円	530円	794円
複数名訪問加算 (Ⅰ) (30分以上)	402単位	4,188円	419円	838円	1,257円
長時間訪問加算 (所要時間の通算が90分を超えた場合)	300単位	3,126円	313円	626円	938円
初回加算 (Ⅰ) 退院した日に訪問看護を行った場合	350単位	3,647円	365円	730円	1,095円
初回加算 (Ⅱ) 退院した翌日以降に訪問看護を行った場合	300単位	3,126円	313円	626円	938円
退院時共同指導加算	600単位	6,252円	626円	1,251円	1,876円
口腔連携強化加算	50単位	521円	53円	105円	157円
看護体制強化加算 (Ⅰ) (1月につき)	550単位	5,731円	574円	1,147円	1,720円
看護体制強化加算 (Ⅱ) (1月につき)	200単位	2,084円	209円	417円	626円
看護体制強化加算〈予防〉 (1月につき)	100単位	1,042円	105円	209円	313円

〈利用者のご希望により契約された場合は下記の単位が加算されます〉

	1月につき	費用額 (10割)	利用者負担額		
			1割	2割	3割
緊急時訪問看護加算(Ⅰ)	600単位	6,252円	626円	1,251円	1,876円